

内部個人情報保護規定

社会福祉法人 恵徳会

本規定は、法人職員、理事、評議員の個人情報を保護する為の規定である。

(個人情報保護法第三条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われなければならない)

	使用される場合と目的	使用不可の場合		使用される場合と目的		福祉、公益法人としての目的
個人の住所、氏名、生年月日、職業、履歴、役職、家族情報、身長、体重、性別、宗教、その他個人データ	法人の雇用管理、社会保険、源泉徴収、労災保険、損害保険、生命保険、緊急連絡、人事管理、評議員・理事会の招集や審議・同職の選出、行政への定例報告書等	法人内での左記使用目的以外全て、法人外へは持ち出しも不可	特定された職員の所得、賃金、給与、賞与の金額等	給与計算、源泉徴収等々の法人内(もしくは外注処理)の事務処理、雇用管理の目的のみ	法人役員報酬	開示される